

大規模降雨災害対策検討会 提言 を受けた 国土交通省の主な対応（案）

1 . 土地利用一体型の治水対策制度の創設

土地利用一体型事業の創設

- ・都市部も含めた氾濫域において、連続堤を整備するかわりに宅地等の緊急防災対策を実施したり、計画を超える洪水への市街地の防御を行うため、輪中堤の整備、宅地の嵩上げ、浸水防止施設・貯留施設の整備等を実施する土地利用一体型水防災事業を平成18年度から実施。

特定水防災対策計画制度の創設

- ・当該事業をより効果的かつ確実に実施するため、対象区域における河川整備、関係自治体の行う浸水被害防止・軽減及び警戒避難にかかる措置等をまとめた特定水防災対策計画を河川管理者、関係自治体等が共同で策定（本年度中に制度要綱を策定予定）。

2 . 水害に強いまちづくり総合政策の検討

内容

- ・まちそのものが水害に強いものであるための具体的方策について河川行政のみならず、土地利用、都市計画、住宅、下水、公園、道路等の各行政もあわせた総合政策として検討。
- ・浸水に強い建物構造等の誘導策や浸水常襲区域において新規の宅地造成を抑制するための措置、浸水地域の拡大防止等の施策の導入、新規制度の検討。

体制

- ・各分野の学識経験者からなる省内横断的な検討会を設置し、来春を目途に提言を得て、平成19年度からの施策、制度化に反映。

3. 時間軸も考慮した効果の評価制度の検討

(河川での治水対策と氾濫域における治水対策)

河川での治水対策を氾濫域における治水対策を効果的に組み合わせ、最適バランスで整備を行うため、被害軽減効果、コスト、実現可能性、事業スピード等、施設の整備途上も含めた時間軸を入れた効果を評価する制度について検討(平成18年度にモデル的に実施)。

4. 洪水氾濫等に関する正しい知識の取得、情報の提供を推進 施設整備状況にあわせた地区ごとの浸水危険度の公表

個々の地域の浸水危険度が実感できるよう、現況河川・砂防施設の能力を評価し、できる限り細分化(例えば50mメッシュ等)した地区ごとの浸水等危険度をランク別にわけて公表。

浸水センサーの設置、浸水モニター制度の創設と浸水状況の提供

- ・浸水情報の収集・伝達を的確に実施するため、氾濫域における浸水センサーの設置、コンビニエンスストア、郵便局等から浸水情報を収集する浸水モニター制度を創設。
- ・浸水状況をマスメディア、インターネット、携帯電話、カーナビ等を通じ一般に提供することを検討。

市町村や個人が主体となって進める被害最小化策への支援

止水板・土嚢等の常備や浸水被害を想定した機器等の配置、施設の利用等、被害最小化のガイドラインを整備。また助成措置等の導入について検討。

受け手にとってわかりやすいハザードマップの充実

大河川の氾濫、中小河川の氾濫、下水道で処理できない浸水等、形態別に浸水想定区域等を示した複合ハザードマップの作成に向けてガイドライン等を整備

5. 避難場所、避難路、救援路の総点検の実施

地震災害を念頭においたものが多い既存の避難場所、避難路、救援路について、関係機関と協力し、洪水氾濫・土砂災害を想定した総点検を実施し、洪水氾濫時等における機能確保を図るべく、避難所、避難路の見直し、民間ビルとの協定等を進める。

6 . 土砂災害対策における警戒避難に対する支援の実施

避難所整備の支援

- ・ 地方自治体が避難所を設置するにあたっての基盤整備や、個人が行う住宅の構造強化（いわゆるセーフティールーム等）についてのガイドラインの作成等の支援策を実施。

早期避難のための土砂災害情報の高度化

- ・ これまで市町村単位で提供していた土砂災害警戒避難基準雨量情報等の情報を、谷筋などの地区ごとに提供するなど、切迫度が個別地域でわかるように情報の高度化を図る。
- ・ ハザードマップの作成にあたり、従来は警戒避難体制を必要とする範囲を記載していたが、これに加えて家屋の全壊が予想される特別に危険な区域を示すとともに、避難のタイミングの判断を支援するための前兆現象について情報を記載する。

7 . 砂防関係施設整備にあたって警戒避難体制整備を義務化

- ・ 砂防関係施設整備の採択にあたっては、土砂災害警戒区域の指定等、警戒避難体制の確保を平成18年度から義務づけ、ハードとソフトの連携を強化する。

8 . 台風進路予想等を踏まえた事前の危機管理体制の確立

気象庁の台風進路予想等を踏まえ、洪水規模や大規模崩壊危険箇所抽出を含めた土砂災害の発生予測を行い、水防資機材の準備、避難所の準備等、適切な準備・待機体制を確立。

9 . 総点検に基づく河川管理施設の弱点箇所に対する対策実施

大規模降雨が発生した場合の水位縦断、支川合流等についてシミュレーションを行い、これを踏まえた河川管理施設の総点検を実施し、弱点箇所を抽出し、その対策や運用の見直し、超過洪水を踏まえた量水標の設置等の措置を講ずる。